

# 平成29年2月10日農業委員会議事録

1. 開会日時及び場所 平成29年2月10日 午後3時10分  
市役所 第一委員会室

2. 閉会日時 平成29年2月10日 午後4時01分

3. 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	篠崎 勝義	澁田 幸広	水野 賢二
矢野 秀樹	中野 晃	安武 正一	三輪 順一
澁田 一吉	中野 喬輔	松尾 秀志	青柳 治幸
松崎 富幸	渡 秀孝	青柳 茂	水上 哲実
松崎 富雄	原 月江	吉住三千代	

(2)欠席者(なし)

4. 議事に参与した者

事務局長	横田 浩一
係長	進 誠剛
係	三原 昌代
農政係	小嶋 勉
農政係	松永健太郎

5. 会議に付した事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定について

---

午後3時10分開会

○事務局長 XXXXXXXXXX それでは総会成立要件です。本日の出席委員数を御報告いたします。  
本日の出席委員は19名で全員の出席でございます。

古賀市農業委員会会議規則第7条に規定された過半数の要件を満たしておりますことから、総

会成立を報告いたします。

続きまして、議長の指名でございますが、会議規則第4条により会長が議長となりますので、以降、議事進行を■会長にお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長 ■■■■■ 君 こんにちは。先般の1月の福岡県大会と、きょうの早い時間から人権研修と、そして寒い中、現地視察と大変御苦労さまでございます。大変寒くなっておりますので、体には十分気をつけられて農作業に励んでもらいたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまから平成28年度2月期の農業委員会を開催いたします。

本日の2月期の議事録署名人は■委員と■■■■委員でお願いいたします。

では、議案書に入らせてもらいます。

○議長 ■■■■■ 君 まず第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、番号9、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係 ■■■■■ それでは、第1号議案農地法第3条の許可申請、番号9について御説明いたします。今回の申請は、申請人が申請地を売買にて所有権を移転し、農地として利用していくといった内容でございます。

まずは申請人の御説明をさせていただきます。申請人は■■■■■さん、年齢71歳、古賀市内で農業をされている方でいらっしゃいます。農業従事年数は約1年ほど伺っております。

現在の農業経営状況は水稻及び野菜を作付されていらっしゃいます。所有の農機具等でございますが、トラクターを2台、コンバイン、田植機、乾燥機、トラック、軽トラックをそれぞれ1台ずつ所有していらっしゃいます。

続きまして、位置図の御説明をさせていただきます。議案書の2ページをごらんください。

まず、申請地のうち筵内の上ノ原の3筆につきましては、こちら2ページに記載しておりますが、大根川にかかる蔵園橋の北側に位置します丸囲み内の斜線部3筆でございます。

続きまして、議案書の3ページをごらんください。

こちらにつきましては、薬王寺の字丸尾の1筆でございます。位置といたしましては、筵内にあります医王寺池の東側に位置します丸囲み内斜線部1筆でございます。

続きまして、4ページをごらんください。

こちらにつきましては、薬王寺の字岸添の1筆でございますが、古賀市立小野小学校の南西に位置します丸囲み内の斜線部1筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する計画といたしましては、現在、田の4筆については水稻を作付していきたいとのことでございます。また、薬王寺の1筆につきましては、こちら、現在荒廃農地となっておりますが、こちらを開墾し、野菜を作付していきたいとのことでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。申請人の現在の耕作面積は6,842平米で、今回の申請地5筆を借りていらっしゃいましたが、それをそのまま購入されることから、耕作面積は変わらず6,842平米となり、50アール要件を満たしております。あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長 [ ] 君 ありがとうございます。ただいま、事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら、[ ] 委員どうぞ。

○委員(10番 [ ] 君) 薬王寺の [ ] 番、ここは区域外ですけど、これ将来的にこれ、上も下もこれ田ですかね。2筆とも隣接しているところは。

○係 [ ] ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

薬王寺の1筆でございますが、こちらの農地に隣接している土地につきましては、北側農地が畑、南側農地も畑、西側農地につきましては畑、東側農地につきましては山林と畑が接しておるところでございます。

以上でございます。

○議長 [ ] 君 [ ] 委員、はいどうぞ。

○委員(10番 [ ] 君) ここ区域外になっていますけど、将来的に農転とかの可能性は。

○議長 [ ] 君 事務局。

○係 [ ] ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

現在、3条申請を出される場合というのが、必ず誓約書というのをとっておるところでございます。誓約書の内容を簡単に御説明いたしますと、転売、転貸、転用等をいたしませんといった内容で誓約書をとっておるところでございます。

確かに、転用期待といたしましては、委員おっしゃいましたように、長い将来の中では考え得ることというふうにとらえても仕方ない部分があるかもしれませんが、基本的には誓約書をとっておりますので、転売、転貸、転用はなされないという信頼関係のもとに、こちらの3条を受理するときには、基本的には、信頼関係のもとに受理しているところでございます。

以上でございます。

○委員(10番 [ ] 君) この [ ] さんの年齢が71歳、結構な年齢ですけど、これ、この後相続とか、もしそういうことになったときは、簡単にこれ農転とかできるわけですかね。

○議長 [ ] 君 事務局。

○係 [ ] ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

確かに、相続があった場合というのは、転用行為というもののそのものですね、土地利用としては考え得るところでございますけれども、そちらについても広がり等を精査した上で、転用に値するものかどうかというところを、またこちらの農業委員会のほうで判断する内容になるわけでございますことから、今の段階で、委員おっしゃいますように、確かに、転用の今後の心配というのをされて今の御質問だと思えますけれども、そちらにつきましては、やはり、農業者として3条で、事務局としては現在、その [ ] さんのお名前で受理しておりますことから、こちらの3条の許可を出すに当たりましては、基本的には、誓約書どおりをお願いするといった内容でございます。

以上でございます。

○委員（10番 [ ] 君） 誓約書にはそれ以上の拘束力というのはないわけですね。

○係（三原 昌代君） ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

確かに、誓約書の効力、拘束力につきましては、昔はよく3年3作といった言葉が使われていたことがございました。3年間3作は基本的にやるべきではないかというような考え方を持っていたらっしゃったり、また、近隣の市町村街のほかの農業委員会でもそういった考え方を持っていたところがございますけれども、そういったことは法には明記されていないことから、拘束力といったのはないので、あくまで信用関係、そして、そちらの誓約書を農業委員会の会長に対して出しているという信義関係の元に成り立っているものと解釈しております。

以上でございます。

○議長 [ ] 君 [ ] 委員、いいですか。

ちょっとこれ、この件で聞きたいんですけど、薬王寺の農業委員さん、この田んぼの状況をわかれば教えてほしいと思いますが。

○委員（17番 [ ] 君） 去年、2年ぐらい前ですかね、利用権を設定したいということでこれが始まったんですけど、年齢が71歳ということで、ちょっと心配はしておりましたけれども、頑張って農業をしたいということで許可をそのときにはしております。それから買い取りたいという話が出てきまして、息子さん、娘さん夫婦がおられて、その後は継ぐやろうというような話はしてありましたので。

○議長 [ ] 君。 ありがとうございます。ただここ、噴け田じゃなかったですか。水がいつも湧きよるようなところじゃなかったですか。

○委員（17番 [ ] 君） いや、水があんまりないところですね。団地上のほうからずうっと送ってきよるから、ほとんど来ないんですよ。だけん、ポンプアップでやってあるところがほとんどなんですけど。

○議長 君 わかりました。ありがとうございます。

ほかに何かないですか。何でもいいですけど。何もなければ採決をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 君 では、第1号議案、番号9に対して賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手18/18名〕

○議長 君 全員賛成、ありがとうございます。

○議長 君 続きまして、第2号議案市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について、番号26からお願いいたします。事務局、お願いします。

〔議案朗読〕

○係 君 それでは、第2号議案農地法第5条の許可申請、番号26について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で使用貸借契約を行い、分家住宅建築を行うといった内容でございます。申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の6ページをごらんください。今回の申請地は現地でも御確認のとおり、鷺白橋交差点の南西に位置します丸囲み内の斜線部1筆でございます。

次に、農地区分の御説明をいたします。

申請地の北側及び西側には一部他地目がありますが、農地の広がりがあり、南側は他地目、山林による分断、また東側にも九州自動車道にかけて農地の広がりがあることから、約93ヘクタールの広がりとなり、1種農地であると事務局では判断しております。

ここで、第1種農地の例外規定について御説明させていただきます。別にお配りしております資料1をごらんください。

資料1の1ページをごらんください。①番に書いてありますが、今回の番号26関連でございますが、1種農地は原則転用不許可でございます。しかしながら、今回の申請は集落接続による分家住宅の申請といった内容でございます。

こちらの例外規定につきましては、まず、上の黒い丸ポツ農地法施行令第10条第2項のイというのがございますが、こちらの波線を引いております部分に、こちらが例外規定として書いてありますが、その他地域の農業の振興に資する施設として、農林水産省令で定めるものの用に供

するために行われるものであることという記載がございます。

こちらの波線を受けまして、下の丸ポツ、農地法施行規則第33条、こちらの第1項の第4号でございますが、こちらの、また波線が引いておりますところでございます。こちらが農林水産省令で定めるものの用というものに当たるものでございますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の、日常生活上または業務上必要な施設であって、集落に接続して設置されるものという記載がございます。

過去の集落接続につきましては、私も農業委員会の中で御説明をしましてまいりましたが、基本的には、集落というのを2戸以上筆が接するものというふうな解釈を行っておりました。こちらにつきましては、福岡県の運用の中で解釈されたものでございまして、法につきましては、先ほどの1ページの一番下の波線に書いておりますとおり、集落に接続して設置されるものとのみ記載がございます。よって、こちらの集落の考え方は、各都道府県にゆだねられていたところがございます。

もう1枚、本日別にお配りしておりますカラー刷りのちよつと青とグレー、黄色、緑が載っているような資料がございますが、こちらをちよつとご覧いただければと思います。今までは、基本的に福岡県は3戸以上で集落と認める。2戸以上の接続で要協議、1戸であれば集落と認めないというような解釈を行ってきておりましたところがございます。

まず、こちらのカラー刷りの資料を見ていただきまして、青い部分が河川、グレーの部分が道路、そして黄色い部分を住宅地、既存宅地でございます。そして、緑色で塗っている部分を、仮に申請があった場合というふうにごらんいただければと思います。

まず一番、こちらの資料の上のほう、A、B、Cという集落がございまして、今までの福岡県の運用であれば、A、B、Cと筆をあげずに接しておるところというところで見えておりましたので、過去の解釈であれば、①番は転用が認められる場所、②番については2戸との接続でございますので要協議、③につきましてはDまたはFと筆をあげて接しておるという内容でございますので原則認めない。④につきましては、Hとしか接続をしておりませんので認めない。⑤につきましては、IともJとも接していないので認めないといった解釈をとっておりました。

しかしながら、今回の申請につきましては、まず、今回の申請者のお父様が所有者でございますが、所有者さんが農業の継続が難しくなっている状況がございまして、息子さんが市外から帰ってきて農業を継ぐといった内容、そして、今回の所有者さん、お父様との使用貸借契約でございますけれども、お父様のほうが、他の農地全て、名寄せ等を確認いたしました。お持ちの農地もしくは他地目の土地、こちらが現在住んでいるお父様の宅地また残りの土地につきましては、全てが農振農用地でございました。よって、こちらの今回の申請者の申請地、こちらが集落に接続するかどうかというところで、福岡県と10月より協議を行ってまいりました。

今回、こちらのカラー刷りの資料をお出ししておりますが、こちらは11月に九州農政局から示された内容で、こういった集落接続というのは、集落という解釈自体を基本的には法律に設けていないので、ケースバイケースによって、集落というのをどういうふうに見ていくか、要協議というような解釈が示されたところでございます。よって、今回の申請につきまして相談を行いましたところ、県及び国から最終的に集落接続に該当する、今回は1戸でございますが、周囲に既存集落がございますので、そちらを集落の1つの塊と見て判断するというところで解釈がなされましたことから、今回の申請に至ったわけでございます。

では次に、議案書の計画図のほうを御説明させていただきたいと思っております。7ページをごらんください。こちらの7ページの計画図には、今回の分家住宅建築の計画が示されておるところでございます。

まず、乗入口につきましては、南側道路側1箇所からとなっております。また、隣地境界にはコンクリートブロックを設け土留めの対策を行う計画となっております。

では次に、雨水、雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、雨水につきましては家屋の南側、こちらに3カ所の雨水枡を設置し、既設の排水管を通じ南側の道路側溝へ排出する計画となっております。こちらの詳細図につきましては、議案書の8ページのほうをごらんいただきますと、こちらに既設の排水管の200φが通っているところがわかるところでございます。

次に、雑排水関係について御説明をさせていただきます。

雑排水等につきましては現在、南側の接続道路に下水管が通っておりますので、こちらを通じまして下水道へ排出する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の9ページをごらんください。

今回の申請地は道路高より低くなっておりまして、また、駐車場部分と家屋の基礎部分のところに段を設けることから、最大で75センチの盛土を行う計画となっております。なお、切土については発生いたしません。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は無条件承諾ということで、平成28年12月22日付の承諾書の提出がっております。あわせて、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長 ■■■■■君 はい、ありがとうございます。

ただいま、事務局説明が終わりましたので、地元委員さんの■■■■■委員さん、御説明お願いいたします。

○委員（6番 ■■■■■君） 26番の案件でございますが、12月の23日に筵内開発委員会のほうで協議いたしまして、筵内のほうでもほかはないのかというような内容でございましたが、申請人のほうからも、これが2カ所目ですというふうで、やっぱり集落接続等々でできないということで、ひとつこの説明で、盛土も道路より低くする協会の承諾も得るとというような内容でございましたので、雨水、排水等々も全て許可に相当するような内容でございましたので、筵内としましては、無条件で許可をしております。御審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長 ■■■■■君 はい、ありがとうございます。

ただいま、地元委員さんの説明が終わりましたが、皆さん何か御質問ありましたらよろしくお願ひします。

■■■■委員どうぞ。

○委員（8番 ■■■■■君） 済みません。確認なんですけど、6ページの位置図ですよね。これで見ると限りでは、平面計画図のこれの横じゃないですか。

○議長 ■■■■■君 はい、事務局。

○係 ■■■■■ ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

先ほど、ちょっと議案の際に私のほうから先に申し上げておけばよかったのですが、市役所が持っております字図のほうとあわせるとこちらになっておりましたので、今回の申請地につきましてはこのもう1戸、もう少し右にずれるような形になります。大変失礼いたしました。

以上でございます。

○議長 ■■■■■君 ありがとうございます。■■■■委員さん、いいですか。

○委員（8番 ■■■■■君） じゃあ、地番はこれで間違いないということですか。わかりました。

○議長 ■■■■■君 ほかに何かないですか。この案件に関しては、皆さん方も同じようなのが出てくると思いますので、何かないですか。なければ採決をとりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ■■■■■君 では、第2号議案、番号26に対して賛成されます方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手18/18名〕

○議長 ■■■■■君 全員賛成、ありがとうございます。

○議長 ■■■■■君 同じく、続きまして第2号議案、番号27に対して、事務局説明をお願いいたします。



〔議案朗読〕

○係 ██████████ それでは、第2号議案、農地法第5条の許可申請、番号27について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で、賃貸借契約を行い、一時転用で仮設事務所及び資材置場、駐車場として利用するといった内容でございます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の10ページをごらんください。

申請地は現地でも御確認のとおり、九州自動車道下り線古賀サービスエリアの北東に位置する丸囲み内斜線部2筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

申請地の北側には一部広がりがありますが、段差による分断、西側は他地目による分断、東側及び南側には、一部農地の広がりがございますが、他地目及び段差による分断で、約1.4ヘクタールの広がりとなり、第2種農地であると事務局では判断しております。

しかしながら、こちらの案件につきましては農振農用地でございますことから、農振農用地の例外規定について御説明いたします。先ほどの資料1ページをごらんください。こちら資料1の2ページになります。一番左上に②第2号議案、番号27関連と書いているものになります。

まず、農振農用地につきましては、原則転用不許可であります。今回の申請につきましては、古賀サービスエリア工事のための仮設事務所及び資材置場でございます。

一時転用につきましては、農地転用許可制度に関するガイドライン、こちら、農林水産省が示しておるものでございますが、こちらより抜粋したものについて御説明をさせていただきます。

こちらのガイドライン、括弧書きになっておりますが、真ん中より少し上のところにア、農用地区域内にある農地というのがございます。こちらの(イ)の部分が許可の基準でございますが、こちらですね、上の部分には、基本的には、農振農用地は原則として許可をすることができないという旨書いておりますが、こちらの少し下の部分に、「ただし、農地の転用行為が次のいずれかに該当する場合には例外的に許可をすることができる」とございます。

こちらの2ページの一番下の(エ)というところがございますが、こちらの申請に係る農地を仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものであつて、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであることというふうに書いております。

3ページの2行目からは一時的な利用の期間というのが書いてございまして、こちらにつきましては、上から4行目のところから、「3年以内の期間であれば一時的な利用に該当すると判断される」というふうに記載しておるところでございます。

今回の申請につきましては、まず、仮設事務所及び仮資材置き場、そして駐車場といった内容でございます。今回の場所の選定に当たりましては、九州自動車道の古賀サービスエリアの下り線の工事の関係でございます。よって、こちらに一番隣接する場所で利用できる場所というところで選定された結果、今回の申請地に至った内容となっております。

では、計画図の御説明をいたしますので、議案書の11ページをごらんください。今回の計画図には仮設事務所、駐車場、資材置場の計画が示されておるところでございます。

まず、乗入口につきましては、北側県道側1カ所のみとなっております。また、農地への影響をなるべく少なくするため、土木シートの上に盛土及び切り込み砕石を敷く計画となっております。

次に、雨水、雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、雨水につきましては、基本的には自然流下となっておりますが、北側の県道側に道路側溝が既設でございます。こちらのほうに自然流下で流れていくといった内容でございます。

また、雑排水等につきましては、仮設トイレを使用するため、くみ取りとなっております。よって、雑排水等の流出はございません。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の12ページをごらんください。

先ほど申し上げましたとおり、使用期間の終了後は農地に復元するため、農地への影響をなるべく少なくするため、土木シートの上に盛土を10センチ、そして、切り込み砕石を5センチ敷く計画となっております。出入り口から仮設事務所までは車の乗入れが多いことから、鉄板を敷く計画となっております。よって、最大で15センチの盛土となっております。なお、切土につきましては発生いたしません。

最後に、地元の水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は条件つき承諾ということで、工事完了後の現状復旧を行う誓約書を条件といたしまして、平成29年1月17日付の承諾書の提出がっております。あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長 ■■■■■君 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元の薦野の■■■■委員さん、説明お願いいたします。

○委員（16番 ■■■■■君） 皆様、先ほど現場を見られたと思いますけども、去る1月15日に薦野対策委員会での件に関して協議いたしました。さっき事務局から説明ありましたとおり、一時的な転用ということで、3年以内の転用ということでございます。それで、さっき

説明ありましたように、たしか30年の10月までに工事を終了するというので、その工事が済み次第現況を復帰するというのが条件でございます。

ちなみに、参考のためにですけども、10ページですか、これで現況わかると思いますけども、**■■■■**のレストランを初め、この建物を解体してこれを建て直すという工事でございます。そういうことでございます。御審議をお願いいたします。

○議長 **■■■■** 君 はい、ありがとうございます。

ただいま、地元委員さんの説明が終わりましたが、何かありましたら。何でも結構ですので何か。この案件に関しては、一時転用ということで問題はないと思います。何もなければ採決をとりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 **■■■■** 君 では、第2号議案、番号27に対して賛成されます方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手18/18名〕

○議長 **■■■■** 君 全員賛成、ありがとうございます。

それでは事務局、ちょっと3号議案に入る前に、さっき1号議案で**■■■■**さん、農地の田んぼをつくらんということですけど、古賀市の生産調整には必ず加担してもらうこと、その辺だけは強く要望、お願いしておきます。

以上です。

○議長 **■■■■** 君 では続きまして、第3号議案農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（案）の決定について、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○農政係 **■■■■** 3号議案なんですけれども、今回、利用権設定の関係で**■■■■**委員が関係されますことから、今、議案朗読が終わりましたんで、一時退席をお願いいたします。

〔**■■■■**委員 退席〕

○農政係 **■■■■** それでは、第3号議案について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。それでは、14ページをごらんください。

左上に平成28年度第10号と書かれております。今回、新規で13件、更新で12件、合計25件の利用権設定が申し出がっております。

それでは15ページ、整理番号113、貸し手、**■■■■**、古賀市今在家在住、借り手、**■■■■**

■■■■、古賀市今在家在住。利用権設定をする土地は今在家の字竹ヶ下の田んぼ3筆、合計3,038平米です。平成33年12月末まで、5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、15ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号114、貸し手、■■■■、古賀市今在家在住、借り手、■■■■、古賀市今在家在住。利用権設定をする土地は、今在家の字嶋巡の田んぼ2筆、合計2,321平米です。平成33年12月末まで、5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、16ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号115、貸し手、■■■■、古賀市青柳在住、借り手、■■■■、古賀市青柳在住。利用権設定をする土地は、今在家の字小川原田んぼ1筆1,947平米です。平成33年12月末まで、5年間の貸し借りとなっております。

借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、17ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号116、貸し手、■■■■、古賀市青柳在住、借り手、■■■■、古賀市青柳在住。利用権設定をする土地は青柳の字アバラタの田んぼ1筆1,123平米です。平成32年12月末まで、4年間の貸し借りとなっております。

借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、18ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号117、貸し手、■■■■、神奈川県にお住まいです。借り手、■■■■、古賀市舞の里在住。利用権設定をする土地は筵内の字白山の田んぼ1筆966平米です。平成31年12月末まで、3年間の貸し借りとなっております。

借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、19ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号118、貸し手、■■■■、古賀市米多比在住、借り手、■■■■、古賀市米多比在住。利用権設定をする土地は米多比の字大道添の田んぼ1筆、筵内の字熊鶴の田んぼ2筆、合計4,293平米です。平成31年12月末まで、3年間の貸し借りとなっております。

借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、20ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号119、貸し手、■■■■、古賀市米多比在住、■■■■、福岡市在住、借り手、■■■■、古賀市米多比在住。利用権設定をする土地は米多比の字大道添の田んぼ1筆1,784平米です。平成31年12月末まで、3年間の貸し借りとなっております。

借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、21ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号120、貸し手、■■■■、古賀市新久保在住、借り手、■■■■、古

賀市小山田在住。利用権設定をする土地は久保の字榎町の田んぼ2筆、合計1,830平米です。平成33年12月末まで、5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、22ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号121、貸し手、[REDACTED]、古賀市新久保在住、借り手、[REDACTED]、古賀市小山田在住。利用権設定をする土地は久保の字蓮町の田んぼ2筆、合計2,023平米です。平成33年12月末まで、5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、23ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号122、貸し手、[REDACTED]、古賀市青柳町在住、借り手、[REDACTED]、古賀市川原在住。利用権設定をする土地は川原の字植松の田んぼ1筆、2,115平米です。平成31年12月末まで、3年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、24ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号124、貸し手、[REDACTED]、古賀市久保在住、借り手、[REDACTED]、古賀市久保在住。利用権設定をする土地は久保の字森ケ元の田んぼ2筆、久保の字本反町の田んぼ2筆、合計2,713平米です。平成31年12月末まで、3年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、26ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号125、貸し手、[REDACTED]、古賀市川原在住、借り手、[REDACTED]、古賀市青柳在住。利用権設定をする土地は川原の字原の田んぼ5筆、青柳町の字原の田んぼ2筆、字中溝の田んぼ1筆、合計7,494平米です。平成33年12月末まで、5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、27ページの記載のとおりとなっております。

整理番号126から137につきましては、利用権設定更新のため説明は割愛させていただきます。

以上、新規の利用権設定については、全て地元農業委員の署名捺印をいただいておりますことから、申請受理しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 [REDACTED] 君 はい、ありがとうございます。

3号議案について、何かありますでしょうか。[REDACTED] 委員どうぞ。

○委員（3番 [REDACTED] 君） 整理番号114番ですけど、これ、賃貸で5万円というのは間違いないんですか。ちょっと今気がついたんですけども。

○議長 [REDACTED] 君 はい、事務局。

○農政係 [REDACTED] ただいまの委員の質問についてお答えします。

こちらの2筆につきましては、ハウス付きでの貸し借りになっておりますから、そちらの賃料

についても、この利用権の中で設定されることとなっておりますから、この金額となっております。

○委員（3番 ■■■■■君） わかりました。

○議長 ■■■■■君） ほかにございますか。

ちょっと聞きたいんですけど125番、農地の、これ外って何。

○農政係 ■■■■■ 面積の横の外でよろしかったですか。

○議長 ■■■■■君） はい。

○農政係 ■■■■■ こちらにつきましては、農振農用地の内か外かというところで、農振農用地内でありましたら、こちらに農という漢字が入ります。外でしたので、こちら外という漢字が入っております。

○議長 ■■■■■君） わかりました。ありがとうございます。

何もない。はいどうぞ。

○委員（12番 ■■■■■君） 整理番号133の借り手、■■■■■さんの住所が間違ってますので、訂正をお願いしておきます。小竹じゃなくて青柳ですね。

○議長 ■■■■■君） 事務局。

○農政係 ■■■■■ 大変失礼しました。こちら訂正して、再度差しかえをさせていただきますと思います。

○議長 ■■■■■君） ようございますでしょうか。ほかにないですかね。

なければ、採決をとりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ■■■■■君） では、3号議案に対して賛成されます方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長 ■■■■■君） 全員賛成、ありがとうございます。

午後4時01分閉会